

島牧村新規就業者等支援条例施行規則

平成27年10月1日規則第11号

(目的)

第1条 この規則は、島牧村新規就業者等支援条例（平成27年島牧村条例第17号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審査委員会の委員)

第2条 村長は、奨励金及び支援金の交付決定に当たり必要に応じ、審査委員会を開催し、意見を徴することができる。

2 審査委員会は、委員長に副村長を充て、委員に総務課長、企画課長、産業課長を充てる。

また、必要に応じ、産業団体等の代表者等を委員とすることができる。

(奨励金及び支援金の交付の対象等)

第3条 条例第4条及び第5条の規定に定める奨励金及び支援金の交付回数は、1人又は1世帯につき1回限りとする。

ただし、条例第5条の別表(6)、(7)、(9)の支援事業は除き、対象の可否については、申請の都度審査委員会を開催し、村長の判断により決定する。

2 新規学卒就業者及びUターン等就業者のうち、法人の代表者及び役員の後継者に対して奨励金及び支援金は交付しない。

ただし、1戸で構成される法人は、この限りではない。

3 法人等の従業員の後継者に対して奨励金及び支援金は交付しない。

4 条例第2条第1項第4号に規定する子弟とは、3親等以内の親族をいう。

条例第2条第1項第5号に規定する子弟とは、現に本村で産業を営んでいる者の3親等以内の扶養親族をいう。

条例第5条別表(3)、(15)の支援事業に規定する同居の扶養親族とは3親等以内の親族でかつ本村の住民基本台帳に登録されている者で、前年の収入が130万円未満の者をいう。

(奨励金の交付の申請)

第4条 条例第4条第1号の規定により交付を受けようとする者は、条例第2条第2項に定める要件を満たす場合、就業奨励金申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて村長に提出しなければならない。

2 条例第4条第2号の規定により交付を受けようとする者は、条例第2条第2項に定める要件を満たす場合、新規就業者奨励金申請書(様式第2号)に必要な書類を添えて村長に提出しなければならない。

(支援金等の交付の申請)

第5条 条例第5条に定める支援金の交付を受けようとする者は、支援金申請書(様式第3号)に必要な書類を添えて村長に提出しなければならない。

(奨励金及び支援金の交付決定)

第6条 村長は第4条及び第5条の交付申請の内容が適正であると認めたときは、奨励金及び支援金交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(奨励金及び支援金の支給)

第7条 村長は、奨励金及び支援金の交付を決定したときは、次のとおり支給するものとする。

る。

- (1) 新規学卒者及びUターン等就業者の奨励金及び新規就業者奨励金は、交付決定後、請求書の提出により支給するものとする。
- (2) 支援金は、交付決定後、請求書の提出により支給するものとする。
- (3) 支援金の対象額が1万円に満たない時は交付対象外とし、支援金の額の千円未満の端数はこれを切り捨てる。

ただし、条例第5条別表(5)、(13)、(14)、(15)、の支援事業は除く。

(奨励金及び支援金の返還)

第8条 条例第11条に規定する奨励金及び支援金の交付決定を取消した際の既に交付した奨励金及び支援金の返還率は、交付の日から起算して次の各号に定めるところによる。

ただし、条例第5条別表(5)の農業・漁業研修期間及び(13)、(14)、(15)の支援事業は除く。

- | | |
|--------------|----------|
| (1) 1年未満 | 100分の100 |
| (2) 1年以上2年未満 | 100分の80 |
| (3) 2年以上3年未満 | 100分の60 |
| (4) 3年以上4年未満 | 100分の40 |
| (5) 4年以上5年未満 | 100分の20 |

2 前条の規定により返還を決定した場合は、奨励金・支援金の決定取消通知書(様式第5号)により通知する。

(延滞金等)

第9条 前条の規定により奨励金及び支援金の返還を命じられた者が、納付すべき期日までに納付しなかったときは、当該納付すべき期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条に定める率により計算した違約延滞金を徴収することができる。

2 村長は、前項の場合において、やむを得ない理由があると認めるときは、延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(返還の免除)

第10条 条例第12条の規定により返還金の免除を受けようとする者は、返還金免除申請書(様式第6号)を村長に提出し、その決定を受けなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

(島牧村後継者育成条例施行規則の廃止)

2 島牧村後継者育成条例施行規則(昭和52年規則第1号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則は、平成27年4月1日以降の支援対象者に適用し、同日前における助成対象者については、なお、従前の例による。